

○国土交通省告示第八百八十二号

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第三十九条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を次のように定める。

平成二十年七月十五日

国土交通大臣　冬柴　鐵三

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九条第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める講義内容及び講義時間を定める件

建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十九条第二号の講習科目（以下「科目」という。）

ごとの講義内容は、次の表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとに同表の第三欄に掲げる内容とし、同号の講義時間は、同表の第一欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の第四欄に掲げる時間とする。

講習	科目	内容	時間
一級建築士定期	一 建築物の建築に関する		
	イ 建築基準法（昭和二十五年法律第		
	三時間三十分		

			法令に関する科目 二百一号)、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)その他関係法令の最近の改正内容等	講習
講習	二級建築士定期	二級建築士定期	二 設計及び工事監理に関する科目	
二 建築物(建築士法第三条に規定する建築物を除く)	一 建築物の建築に関する科目	一 建築物の建築に関する科目	イ 最新の建築技術 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 二 その他設計及び工事監理に関し必要な事項	口 設計及び工事監理の実務の動向
口 設計及び工事監理の実務の動向	イ 最新の建築技術 法規の最近の改正内容等	イ 建築基準法、建築士法その他関係法規の最近の改正内容等	イ 最新の建築技術 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理 二 その他設計及び工事監理に関し必要な事項	一時間三十分
一時間	三時間	三時間	一時間三十分	

附 則	木造建築士定期 講習	く。）の設計及び工事監理に関する科目	
	一 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 二 木造の建築物（建築士法第三条及び第三条の二に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	一 木造の建築物の建築に関する法令に関する科目 二 その他設計及び工事監理に関する科目	ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理
	イ 最新の建築技術 ロ 設計及び工事監理の実務の動向 ハ 建築物の事故事例及び処分事例並びにこれらを踏まえた職業倫理	イ 建築基準法、建築士法その他関係法令の最近の改正内容等	二 その他設計及び工事監理に関する科目 要な事項
	二 その他設計及び工事監理に関する科目 要な事項	一時間	三時間

この告示は、建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第二百四十四号）の施行の日（平成二十年十一月二十八日）から施行する。